

西之表市立国上小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

なお、いじめられた児童が苦痛を感じていなくとも、いじめた児童への指導については適切に行うこととし、「いじめ」に当たると判断した場合には、事案を学校全体で情報共有する。

(平成29年10月の国及び県の改訂ならびに平成30年3月の市の改訂を受け、平成30年3月に本校の方針についても改訂)

2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条により、国上小学校の全ての児童が、いじめのない安心で充実した学校生活をおくることができることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子供に起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

4 基本方針

学校教育目標	
心豊かで、確かな学力とたくましい体力・気力をそなえた、ひとりだちする国上の子供を育成する。	

家庭・地域との連携	いじめ防止委員会	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA会員 ・校区長 ・各自治会長 ・子ども110番の家 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 「学校基本方針」を実行に移すために本委員会設置する。年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う組織である 2 組織構成 校長，教頭，生徒指導係，学級担任，養護教諭（※但し，小規模校である本校の実態から，基本的には全職員で全ての事案に対応する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会 ・SC, SSW ・教育支援教室 ・学校ネットパトロール ・国上駐在所 ・国上みさき保育園 ・種子島中学校 ・種子島高等学校

いじめの防止	
<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり(全体・各学級) ・分かる授業づくり ・全ての児童が参加する授業づくり ・年間計画に基づいた道徳科授業公開(全担任) ・授業中の日常的な基本的生活習慣の指導の徹底 ・人権意識の向上 ・『いじめ対策必携』を活用した研修 ・定期的ないじめアンケートの実施や悩みBOXの活用 ・人権尊重の視点に立った学級づくり ・特別な支援が必要な児童への配慮 ・ネット問題への対応 ○児童の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・日常から，規律正しい学校生活を過ごす。 ・日常から，正しい姿勢で授業に望む。 ・宿題の徹底，テスト等のやり直しの徹底をする。 ・自己有用感を獲得するために，一人一役を担う。 ○保護者の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA全体会や学級PTAで情報交換や意見交換 ・家庭教育学級でいじめに関する研修 ・日常的な観察 ・子ども会や地域の行事への積極的な参加 ○地域の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やインターネットの利用ルールづくり ・子ども会における体験活動の推進 ・校区行事等での声掛けにおける人権意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導体制(基本) <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育推進委員会 ・連絡会 ・職員会議後の時間 ・ネットパトロール ※生徒指導係を中心に全職員で関わる。 ○相談体制 <ul style="list-style-type: none"> ・SCの活用 ・SSWの活用 ・いじめ相談窓口設置 ・悩みBOX活用 ○職員研修の重点 <ul style="list-style-type: none"> ・『いじめ対策必携』の積極的活用 ・いじめアンケートの分析(4・9月) ・道徳科授業公開(いじめ問題を考える週間，県民週間他) ・基本方針の見直し(2月) ○早期発見時の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会を(連絡会と兼ねても可)召集，共通理解 ○重大事態への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者を加えたいじめ防止委員会の設置

いじめの早期発見・早期対応

○教職員の取組

- ・ いじめアンケートや悩みBOX, 定期的な個人面談, 「学校楽しい～」や「SNSチェックシート」, 他児童・保護者からの情報提供等, 多面的把握するためのアセスメントを活用する。
- 1 連絡会かいじめ防止委員会を招集→現状報告と共通理解を図り, 大勢の目で観察 (※メモなどに必ず残す)
- 2 大勢の目で確認できた際は, 早急に担任による教育相談 →児童に安心感をもたせるとともに, 事実確認をする。
 <事実確認項目>

①誰が誰をいじめているのか	②いつ, どこで起こったのか
③どんな内容のいじめか, どんな被害があったのか	④いじめのきっかけは何か
⑤いつから始まったのか	
- 3 場合に応じて, SCを活用する。

○児童の取組

- ・ 悩みがあれば, 我慢せずに家族や友人, 担任や養護教諭等に相談するように促す。
- ・ 悩んでいる友達がいれば, 話を聞いてあげるとともに, 家族や担任, 養護教諭等相談できる人のところに行くように促す。

○保護者の取組

- ・ 日常的な観察 (細かい変化を見逃さない) → 気になったことはすぐ担任・学校に相談

○地域の取組

- ・ 登下校時の児童の様子について, 学校に情報提供

いじめに対する措置 (家庭や地域との連携の強化)

○教職員の取組

- ・ いじめ防止委員会を立ち上げ, 対応を判断する。

いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命及び心身を保護し, 心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等の後遺症のケアの実施 ・ 事実確認とともに, まず辛い気持ちに共感し, 心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。 ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。 ・ 自尊心を高めるような言葉掛けをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめた気持ちや状況について十分聞き, 背景にも目を向けて指導する。 ・ 心理的な孤立感, 疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の基, 毅然とした態度で指導し, いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし, 事実関係を直接伝える。 ・ 学校の指導方針を伝達し, 今後の対応について協議する。 ・ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め, 継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。 ・ 家庭での児童の変化に注意してもらい, 些細なことでも相談するように伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な事実関係を説明し, いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え, よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・ 「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し, 事の重大さを認識させ, 家庭での指導を依頼する。 ・ 児童の変容を図るために, 今後の関わり方などを一緒に考え, 具体的な助言をする。

<重大事態への対処>

- ① 生命, 心身または財産に重大な被害が生じた場合 (児童が自殺を企画した等)
- ② 年間30日以上期間を欠席することを余儀なくされている疑い
- ③ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

◎ 学校を調査主体とした場合

- 1 学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織」(専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会)を立ち上げ, 情報(事実)収集
 - ・ 記録・共有及び事実確認を行った後, 早急に報告【報告: 県立学校→県教育委員会→知事】
- 2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提供
 - ・ 適時, 適切な方法で, 経過報告する。
 - ・ 個人情報に十分配慮する。(※個人情報を楯に説明を怠ってはいけない)
 - ・ アンケートを実施する際は, その旨を調査対象の児童・保護者に必ず説明をしておく。

◎ 市教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 設置者の指示のもと, 資料の提出や調査に協力する。

- ・ 学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
- ・ 場合によっては、PTAや校区にも協力を依頼する。
- ・ いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。

○児童の取組

- ・ 当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・ いじめは絶対に許さないという思いを繰り返し確認する。
- ・ よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
- ・ 何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・ 友達の変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは正義の行動であると認識する。
- ・ マスコミなどでいじめに関する報道がされた際は、学級のみinnで話し合う機会をもつ。

○保護者の取組（※教職員の取組 参照）

- ・ 学校の取組に協力する。（いじめた側・いじめられた側）
- ・ 学校へ情報提供をする。

「いじめ解消」の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

「いじめ」の行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月の期間継続していること。
ただし、さらに長期の期間が必要と判断される場合改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめられた児童が心身の苦痛を感じてないこと

本人及び保護者に対し、面談等により確認する。また、いじめが再発する可能性を考慮し、いじめられた児童及びいじめた児童について、日常的に注意深く観察する。